

ひまわりの会家族会会則

平成26年4月1日改正

ひまわりの会家族会

ひまわりの会家族会会則

(目 的)

第 1 条 この会は、社会福祉法人ひまわりの会（以下「法人」という。）が設置運営する障がい者支援事業ライフステップひまわり、ワークサポートひまわり、ライフステーションひまわり、ハートフルひまわり、グランひまわり、**キョウセイ浦田、キョウセイ福田**、児島自立支援センターひまわり、地域支援センターひまわり、ひまわりホームヘルプサービス、**ココひまわり**（以下「施設」という。）の利用者や会の目的に賛同する地域生活者（ひまわりの会の**福祉サービス**を利用しており関係のある者）が、日常生活や社会生活に必要な各種能力を習得し、彼らの社会自立に一層の実をあげ、豊かで充実した人生が送れるよう支援・協力するとともに、家族相互の親睦・研修を図り相互に支えあうことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会の名称は、「ひまわりの会家族会」という。

(事務所)

第 3 条 この会は、事務所を倉敷市福田町福田 2122-1 社会福祉法人ひまわりの会内に置く。

(事 業)

第 4 条 この会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者に対する支援事業。（ボランティア活動・**グループ活動**）
- (2) 障がい者が活動し生活する施設の清掃**等**の事業。（奉仕活動）
- (3) 身寄りのない障がい者への里親事業。
- (4) 会員相互の親睦に関する事業。
- (5) 会員の研修に関する事業。
- (6) 社会福祉法人ひまわりの会の施設整備に関する資金協力事業。
- (7) 事業目的を達成するためのチャリティー・バザー等に関する事業。
- (8) 障がい者の疾病や怪我・損害賠償責任に関する総合保障事業。
- (9) その他、この会の目的達成に必要な事業。
- (10) 障がい者の成年後見に関する事業（特定非営利活動法人の法人後見人事業）

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、利用者本人、家族（父母・祖父母・兄弟姉妹）身元引受人・後見人等をもって構成し、次の2種とする。

- (1) 正会員 本人、家族、身元引受人、後見人のうちの代表者。
- (2) 準会員 正会員以外の本人、家族、身元引受人。 **※後見人削除**

(入 会)

第 6 条 この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書（書式 1）に必要事項を記入し、会長に申し込まなければならない。

2 入会の決定は、入会申込書に基づき本会の役員会において協議・決定し、会長名で本人に通知する。 **※書式 4 の整備**

(会 費)

- 第 7 条 正会員は、第 21 条の第 1 項に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費については、返還しないものとする。

(会費の減免)

- 第 8 条 本会に加入時あるいは加入後、経済的事情等の何らかの特別な理由が生じた時は、別に定める規定により減額・免除することができる。
- 2 減免の決定は、会費等減免申請書に基づき、本会の役員会において協議決定し、会長名で本人に文書で通知する。

(退 会)

- 第 9 条 退会を希望する場合は、退会届を会長に届けなければならない。
- 2 会員が次の各項のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。
- (1) 退会を希望し、退会が適当と認められたとき。
 - (2) 利用者がひまわりの会の施設を退園し、退会を希望したとき。
 - (3) 利用者本人が死亡したとき。
 - (4) 1 年以上会費を滞納し、退会が適当と認められたとき。
 - (5) 会員が理由もなく本会の活動等に長期にわたり欠席し、退会が適当と認められたとき。

(部 会)

- 第 10 条 本会に、次の各部会及び NPO 法人を設ける。
- (1) 家族会活動部会
 - (2) 利用者生活支援部会
 - (3) 特定非営利活動法人（法人後見事業）
- ※利用者福祉共済部会削除
- ※積立資金管理運用部会削除
- 2 それぞれの部会の活動及び法人は、各部会規定及び定款に基づいて事業活動を実施する。

(家族会活動部会)

- 第 11 条 本会に、家族会活動部会を設置し、目的達成のために積極的に活動を行う。部会の運営については別に定める。

※（利用者福祉共済部会）全文削除

(利用者生活支援部会)

- 第 12 条 本会に利用者生活支援部会を設置し、利用者や家族の方々の相談や要望または、苦情の受付窓口となり解決のために協議検討を行ったり、身寄りのない利用者の帰省時の里親の登録、斡旋等を行い、利用者の生活環境の向上を図る。部会の運営については別に定める。

※（積立資金管理運用部会）全文削除

(特定非営利活動法人)

第13条 本会に、障がい者が権利侵害を受けることなく、安心して将来暮らすことができるように、**法人後見事業を実施する、特定非営利活動法人こうけんひまわりを設置する。**法人の事業活動については定款により別に定める。

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
委 員	若干名
会 計	2 名
監 事	2 名

(役員を選任)

第15条 前条の役員は、総会において会員の中から選出決定する。

- 2 役員を選出は、別に定める選出区分により、選出する。
- 3 委員は、互選により会長・副会長を選出する。
- 4 委員と監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第16条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できないような場合には、その職務を代行する。
- 3 委員は、役員会を構成し、本会の事業を実施する。
- 4 会計は、本会の会計業務を行う。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会計を監査する。
 - (2) 委員の職務執行状況を監査する。
 - (3) 会計、委員の職務執行状況について、不正の事実があれば、これを総会及び役員会を召集し報告する。
- 6 会長が必要と認める場合は、特別監査を行うことができる。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。又、役員の在任中に欠員が生じた場合、役員を補充することができる。但し任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において出席した正会員の2/3以上の議決により当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(総 会)

- 第19条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
ただし、正会員が出席できない場合には準会員がこれに代わることができる。
- 2 総会はこの会則に規定するものの他、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算案の承認。
 - (2) 事業報告及び決算報告の承認。
 - (3) その他、本会の運営に関する重要事項。
 - 3 定期総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 4 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、または正会員の1/3以上から召集の請求があった場合、監事より召集の請求があった場合に開催する。
 - 5 総会の召集は、会長が行う。また、召集するときは正会員に対して、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、開会の7日前までに通知しなければならない。
 - 6 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。
 - 7 総会は、正会員の1/2以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することができない。
 - 8 総会の議決は、この会則に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 9 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員又は準会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において出席したものと見なす。

(役員会)

- 第20条 役員会は、会長、副会長、委員、会計、監事をもって構成する。
- 2 役員会は、この会則に規定するものの他、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
 - 3 役員会は、会長が必要と認めた場合、その他の役員の1/3以上から召集の請求があった場合、監事より召集の請求があった場合に開催する。
 - 4 役員会は、会長が招集し、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも役員会の開催7日前までに通知しなければならない。
 - 5 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 6 役員会は、役員の1/2以上の出席がなければ開会することができない。
 - 7 役員会の議決は、出席役員の過半数の同意をもって決し、同数の場合は議長の決するところによる。

(会 計)

- 第21条 本会の運営に必要な経費の収入は、次のとおりとする。
- (1) 会費
 - ①家族会会費（育成会会費を含む） 月額 5,000円
 - ②部会によっては、会費について例外を設けることができる。
※施設整備協力金、利用者福祉共済会費を削除
 - (2) 特定非営利活動法人こうけんひまわりの会員は、別に定める定款による。
 - (3) 事業実施にともなう会員の負担金。
 - (5) バザー、その他の事業の実施にともなう収入。
 - (6) 寄付金及びその他の収入。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第23条 本会の業務を処理するために事務局を設置する。
- 2 事務局に、事務局員を置き、ひまわりの会事務職員をあてる。
 - 3 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 会則・規程・規定・細則
 - (2) 役員及び会員の名簿
 - (3) 総会・役員会の議事に関する書類
 - (4) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
 - (5) 届け出用紙・申請用紙・同意書・委任状等の書類
 - (6) 緊急連絡簿等その他の書類

(顧問)

- 第24条 本会に必要な応じて、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問に関して必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

(慶弔)

第25条 本会会員の慶弔については、別にこれを定める。

(会則の変更)

第26条 本会の会則を変更する時は、役員会において審議し、その結果を総会に提案し決議を経なければならない。

附 則

- この会則は、平成13年 6月 1日から施行する。
- この会則は、平成14年 3月 1日に改定し、平成14年 4月 1日から施行する。
- この会則は、平成15年 3月 1日に改定し、平成15年 4月 1日から施行する。
- この会則は、平成15年 6月 1日から施行する。
- この会則は、平成18年10月 1日から施行する。
- この会則は、平成20年 6月 1日から施行する。
- この会則は、平成22年 1月24日に改定し、平成22年 4月 1日から施行する。
- この会則は、平成23年 7月 1日から施行する。
- この会則は、平成26年 4月 1日から施行する。

家族会入会の申込書

平成 年 月 日

ひまわりの会家族会
会 長 殿

ひまわりの会家族会への入会を希望しますので、申込書に必要事項を記載のうえ
申込みいたします。

なお、入会にあたりまして同会会則、並びに各規程に従い、積極的にひまわりの
会家族会の活動に参加することはもちろん、利用者の身上に関して家族の責任を果
たすことを誓約します。

申 請 者 氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

利 用 者 氏 名 _____ 印

《 入会申込者 》

会員の 区 分	氏 名	本人との 続 柄	住 所	連 絡 先
正会員			〒	
準会員			〒	
準会員			〒	
準会員			〒	
準会員			〒	

ひまわりの会家族会費支払同意書

平成 年 月 日

ひまわりの会家族会
会 長 殿

下記のとおり、ひまわりの会家族会費の支払に同意します。

ご家族または
身元引受人氏名印

利 用 者 氏 名印

記

1. 家族会費 5,000円の支払方法

区 分	支払月額	支払者	
		家族	利用者
家族会費	5,000円		

※負担者の欄には、家族または利用者のどちらが支払うのか○印でご記入下さい。

2. 現在のご家族または身元引受人が不在になった場合は、下記の順位に従って会費等の支払方法等を相談協議し支払い者を決定する。(正会員以外でも可)

順位	氏 名	印	利用者との関係
1			
2			
3			
4			

利用者口座からの家族会費等の支払に関する依頼書

平成 年 月 日

ひまわりの会家族会
会 長 殿

下記により、家族会会費の支払を利用者.....の
預貯金口座から支払いたいのので、本人の同意を得て依頼します。

ご家族又は
身元引受人氏名印

下記により、私の預貯金口座から家族会会費等を支払う事に同意し
ます。

利用者氏名印

記

利用者本人が支払う家族会会費の毎月の金額

区 分	月 額	利用者の支払金額
家族会費	5, 000円	円

家族会入会決定通知

平成 年 月 日

殿

平成 年 月 日付で申込みがありました、 様のひまわり
の会家族会への入会希望について、入会が決定しましたので通知いたします。

ひまわりの会家族会
会 長 印